

青森市都市公園における自動販売機の設置許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の都市公園（以下「公園」という。）の機能の増進及び利便性の向上を図るため、公園に公募の方法により自動販売機を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(設置方法等)

- 第2条 公園に自動販売機を設置しようとするときは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可を受けなければならない。
- 2 自動販売機の設置の許可に当たり、設置場所、設置に係る許可面積並びに自動販売機の種類及び台数については、市長が定める。
 - 3 前項の許可面積は、公園の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

(使用料)

- 第3条 公園に公募の方法により自動販売機を設置する場合の使用料は、設置の許可面積及び許可期間に係る月数に応じて定める額（以下「総額」という。）によるものとする。
- 2 総額の算定に当たっては、1平方メートル当たり月額440円を下回ってはならない。

(設置許可予定者の選定)

- 第4条 自動販売機の設置許可予定者（以下「許可予定者」という。）は、一般競争入札（以下「入札」という。）により選定するものとする。この場合において、入札の実施に当たっては、総額に係る最低使用料を定めるものとする。
- 2 前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、入札以外の方法により許可予定者を選定することができる。

(設置許可)

第5条 市長は、許可予定者を選定したときは、許可予定者から自動販売機の設置の許可申請を受け付け、申請に係る書類を審査して許可するものとする。

(許可期間)

第6条 自動販売機の設置を許可する期間は、5年を超えない範囲内において市長が定める期間とし、許可期間の更新は行わないものとする。

(使用料の納付)

第7条 自動販売機の設置許可を受けた者（以下「設置事業者」という。）は、総額で定められた使用料について、設置許可期間中の年度ごとに市長が定める額を、初年度の方は設置許可の際に、次年度以降の方は市長が指定する期日までに、当該年度の分について一括して納付しなければならない。

(売上報告)

第8条 設置事業者は、設置許可に係る自動販売機の毎月の売上金額を、市長が指定する期日までに報告しなければならない。

(電気料等)

- 第9条 設置許可に基づき設置した自動販売機の電気料は、設置事業者の負担とする。
- 2 引込柱等の設置、自動販売機までの配線その他の経費は、設置事業者の負担とする。

(現状変更等の禁止)

第10条 設置事業者は、公園の現状を変更してはならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 設置事業者は、当該設置事業者以外の者に自動販売機の設置許可を受けた場所を使用させてはならない。

(遵守事項)

第11条 設置事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (2) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金額の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機及び自動販売機周辺を清潔に保ち、公園の美化推進に協力すること。
- (4) 関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全確認を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障及び苦情に係る連絡先を自動販売機の前面に明記し、故障及び苦情には設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。